

平成 22 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 4 号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，平成 22 年 3 月 31 日次のとおり専決したので，議会の承認を求める。

平成 22 年 5 月 24 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条の 2 第 2 項中「および公的年金等に係る所得」を削り，「前項の規定」を「同項の規定」に改め，同条第 3 項中「および公的年金等に係る所得」を削り，同条中第 4 項を第 5 項とし，第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり，かつ，当該年度の初日において第 30 条の 9 の 2 第 1 項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢 65 歳以上の者である場合における前 2 項の規定の適用については，これらの規定中「給与所得以外」とあるのは，「給与所得および公的年金等に係る所得以外」とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の函館市税条例の規定は，平成 22 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成 21 年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての改正後の函館市税条例第30条の2第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については，同条第2項ただし書中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは，「給与所得および公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき，または当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があるとき」とする。